第１回自治基本条例推進委員会　会議録

名称	第１回自治基本条例推進委員会（第3期）
開催日時	平成27年６月８日（月）　午後6時30分～午後８時45分
開催場所	阪南市役所　３階全員協議会室
出席者	【推進委員】新川委員、壬生委員、笠置委員、加藤委員、築野委員、森下委員、荒木委員、栗秋委員、田中委員、根来委員、米原委員　　11人出席 【事務局】総務部　岩本参与兼部長 市民協働まちづくり振興課　伊瀬課長、金田主幹、松尾総括主査、古谷主事
傍聴人数	0人
議題	・委員委嘱状交付 ・委員紹介・事務局紹介 ・「阪南市自治基本条例推進委員会」の役割について ・委員長・副委員長の選出及びあいさつ ・阪南市自治基本条例の推進について 　阪南市自治基本条例について 　ワークショップ
資料	○ 資料１　阪南市自治基本条例推進委員会委員名簿 ○ 資料２　阪南市自治基本条例推進委員会条例 ○ 資料３　阪南市自治基本条例推進委員会条例施行規則 ○ 資料４　阪南市自治基本条例（解説付） ○ 資料５　阪南市自治基本条例パンフレット
要旨	・副市長あいさつ ・事務局より「阪南市自治基本条例推進委員会」の役割について、資料１、２に基づき説明。 ・新川委員を委員長に、壬生委員を副委員長に選出。 ・新川委員長より阪南市自治基本条例の目的と理念（基本的な考え方）や市民の権利と責務などについて説明。 ・２つのグループにわかれ、条例のとらえ方、考え方や想いについて話し合うワークショップを実施。 ・今年度の条例の推進について説明。
会議	【「阪南市自治基本条例推進委員会」の役割について】 （推進委員からの意見、質疑・応答） なし 【阪南市自治基本条例の推進について】 ワークショップ（２グループ） 副委員長 グループまとめ こちらのグループは、新委員もいたことから、なぜこの委員会に参加してくれたのかを聞きますと、地域貢献や社会貢献がしたいからと言ってくださって、とても頼もしいと思いました。条例は知らなかったけど、今日新川先生の話を聞いたり、配られた資料を見たりして、理解しやすいとか、解説がついていてとてもわかりやすいとか、条例には想いがつまっていて、きっちり前文に書かれているのが、すごいなどの話がありました。 職員からは、条例策定の経緯について、どのような苦労があり、どのくらいの人数の方が議論したかというような話があり、委員から条例について今まで知らなかったけれど、少し関心をもったということを言っていただけたので、良かったと思います。 職員も条例についてしっかり理解できているかというとなかなか難しいという中で、条例を読めば、すぐ行動につながる訳ではないので、いかに行動レベルでできることを増やしていくかということが大切ではないかというご意見をいただきました。 まちづくりに参加していただくために、どのような仕掛けを作っていくかというところや、条例そのものというより、考え方や目指しているところについて、しっかり市民に周知していくことが重要ではないでしょうか。 自治基本条例のパンフレットを中学生に配布するということだったのですが、自治会にも配布し、少しでも多くの人に見てもらえる機会をつくってはどうだろうというようなご提案もいただき、地道に条例を広めていければ良いのではという話をしておりました。 まちづくりを進めるにあたって、市民ひとりひとりと、市役所の差と言いますか、考え方や認識の違いを埋めていくという作業も大切ではないかという話がありました。

委員長　グループまとめ
こちらのグループは、具体的にこの条例によって、阪南市がよりよいまちになるためにどのように貢献していけばいいのかというような話がありました。
市民と行政と議会が一体となって、情報共有をしながら、まちづくりを進めていく中で、お互いを理解することが大切ではないでしょうか。
また、市民も責任を感じて、ポイ捨て禁止条例のようなものをつくっても大丈夫なのじゃないかというようなお話もいただきました。
病院での受診の中で、多重受診・重複受診、無駄な薬・残薬問題や医療費の高騰は、健康保険の体制などを考えると大変な問題だと思います。
このような問題から、市民の自治精神、財政自治の原則もしっかり考えていかないと将来にとんでもないつけを残してしまうのではというような話もありました。
自治基本条例の基本というのが、「自分たちのまちは自分たちで」ということになっているのですが、いつの間にか「人の迷惑顧みず」というところにつながっているのではないかというようなお話もありました。
また、ひとりひとりの市民の人権が尊重され、力が発揮されるようなまちになっているのだろうか、またこのまちの中で本当にひとりひとりが暮らしやすいまちになっているのかどうかという問題提起をいただきました。
そして、実際に自治基本条例がこのまちでいきているのだろうかということを、具体的な例をあげての議論がなされました。もし条例にのっとってできていないのであれば、市や議会に申し上げていくのが委員会の役割かもしれませんという話がありました。

【その他（今後の自治基本条例の推進ついて）】

事務局　自治基本条例に関する理解を深める職員研修を行うことを予定しております。
また、「阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言」にもとづき、庁内でもまだまだ、推進できていないところもありますので、担当課として、引き続き、今後も全庁的に働きかけていきます。
また、市民の皆さんへの周知としては、昨年度に、中学生の美術部の皆さんにイラストを描いていただき、完成した自治基本条例のパンフレットを中学生の皆さんに配布することを予定しております。
まだまだ認知度が低いと感じることがありますので、学生の頃から知り、学ぶことによって、今後のまちづくりを担う世代に伝えることができると思います。
また、中学生の保護者世代にも知っていただく機会になるかと思います。
すでに校長先生が集まる「校長会」で、全中学校に配布させていただくことを報告しました。
配布方法は、現在、調整している段階です。
その他の市民の皆さんへの周知としましては、市民活動センター夢プラザからお声がかかりましたことから、６月１３日に「自治基本条例とはなに？」の出前講座をします。お時間のある方はぜひご参加ください。これからも市民活動センター夢プラザ等とも連携しまして、条例の推進を行ってまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
なお、次回の推進委員会開催日等は決まり次第、ご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

（推進委員からの意見、質疑・応答）

委員　中学生生徒会サミットが非常に良かったので、なにか実現させてあげたいなと思っており、意見をうまく反映できればと思います。

委員長　サミットで色々出たご意見というのを、その後庁内でどのように受け止められたかというのも、私たち自身もフォローをしていく義務があるかと思います。事務局からいくつか具体化に向けて動いているという話も聞いてはいますが、事務局の方で、少し全庁的に調べていただいて、またご報告をいただければと思います。

委員長　本日の推進委員会は終了します。